

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が改正されました。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の主な改正内容は次のとおりです。

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から、101人以上の事業主に拡大されました(令和4年4月1日施行)。

2 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績、(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績の各区分から1項目以上公表することになりました(令和2年6月1日施行)。

3 特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)制度よりも、水準の高い「プラチナえるぼし」認定制度が創設されました(令和2年6月1日施行)。

女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ / 女性活躍推進法特集ページ 検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



一般事業主行動計画の外部公表、情報公表は女性の活躍推進企業データベースへ

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



女性が活躍しています！
かわさき☆えるぼし
認定企業

「かわさき☆えるぼし」の認証マーク

「かわさき☆えるぼし」 検索

*「かわさき☆えるぼし」認定とは、女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を参考に、川崎市が独自に女性の活躍推進に取り組む市内の中小企業を対象に認定する制度です。

【問合せ・申請窓口】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階
TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



女性の活躍推進に取り組む
中小企業の認証制度

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

かわさき☆えるぼし認証

募集案内

川崎市では、女性の活躍推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内の中小企業を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証企業を募集します！

申請期間

令和4年8月1日(月)から9月30日(金)まで

応募対象: 常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所等を有する企業等

説明会: 令和4年8月8日(月)午後2時から午後3時まで【オンライン開催】

※説明会申込みは、8月3日(水)までに申込フォームからお申込みください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/23834>



「かわさき☆えるぼし」 検索

申込フォーム利用は8月3日まで

個別相談: 申請書・添付書類等に関する個別相談を希望の場合は、
令和4年8月9日(火)から9月16日(金)まで 1企業当たり30分間
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
(川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階)

※個別相談を御希望の方は、お電話(044-200-2300)でお申込みください。

※記入方法や添付書類などについて、確認させていただきます。

※必須ではありませんが、新規に応募される企業の方は個別相談にお越しいただくことをおすすめしています。

募集内容

申請期間 令和4年8月1日(月)から9月30日(金)まで

応募対象 常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所等を有する企業等

認証要件 女性の活躍推進のための取組が「かわさき☆えるぼし」認証評価項目の基準以上であること。

次の1～3の必須項目から全て各1点以上、4～8の選択項目から5点以上取得し、合計で8点以上取得することが必要となります(詳細は川崎市ホームページを御参照ください。)

必須項目1 意識・職場風土の醸成(企業のトップ自らが女性活躍推進の方針を明示し、組織内で周知していることなど)

必須項目2 キャリア形成支援(女性のキャリア形成に向け、各種研修、教育機会への女性の参加を奨励していることなど)

必須項目3 女性の活躍推進(過去3年間で、管理職に占める女性の割合が増加している、女性が少なかった職場に女性を配置していることなど)

選択項目4 長時間労働の是正(前年度、従業員の一年間の平均時間外労働時間が360時間未満、前年度の年次有給休暇取得率が70%以上であることなど)

選択項目5 希望に応じた多様な働き方の推進(短時間勤務制度、在宅勤務制度の利用者がいるなど)

選択項目6 仕事と生活の両立支援(連続5日間以上の育児休業を取得した男性従業員がいる、育児・介護休業者が職場復帰しやすくなる取組をしていることなど)

選択項目7 独自の取組(自社のニーズに合った独自の女性活躍の取組をしていること。)

選択項目8 女性活躍推進法関連(法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届けていること。)
※選択項目8は、労働者が100人以下の企業のみ加点対象となります。

審査方法 申請内容をもとに外部委員による書類審査を経た上で決定します(提出書類について、問い合わせることがあります。)

審査結果については、令和4年12月上旬頃に通知する予定です。

認証期間 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで(3年間)

申請方法 市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を入力の上、**電子申請**で御提出ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000130400.html>



提出書類 ①認証申請書(第1号様式):Wordデータ
②認証評価項目(第2号様式):Excelデータ
③項目別取組概要書:Excelデータ
④取組内容の参考資料(就業規則等の該当箇所の写しなど):PDFデータ
※各項目で参考資料が異なります。

認証取得のメリット

- 「かわさき☆えるぼし」認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用し、認証企業であることを対外的にPRしていただけます。
- 公共調達において利用する主観評価項目点の付与があります。
- 人材の採用拡大の支援のため、合同企業就職説明会や就業支援セミナー等の開催情報を積極的に提供いたします。
- 認証企業の取組内容を川崎市ホームページや取組事例集、ポスター等で積極的にPRいたします。



女性が活躍しています!
かわさき☆えるぼし
認証企業



「かわさき☆えるぼし」認証企業の皆さんの声

先輩企業に聞きました! 「かわさき☆えるぼし」認証企業となった効果は?

従業員のモチベーションアップ

女性が活躍できる、働きやすい職場づくりを会社が積極的に推進していることを従業員に改めて意識してもらい機会となり、一層意欲をもって業務に取り組む姿勢が見られるようになりました。



市の広報によるイメージアップ

「かわさき☆えるぼし」のポスターを見たよ、と声をかけられることも多く、会社のイメージアップにつながっています。

積極的に女性の採用に取り組んでいることを顧客に対してアピールできるようになりました。



採用機会の拡大

川崎市主催の合同就職説明会やインターンシップ合同マッチング会などの優先枠があることで、採用機会の場を以前よりも得やすくなりました。

「かわさき☆えるぼし」認証企業であることが企業の魅力の1つになっていると、求職者の方から就職説明会などで言われました。



実際に女性の応募者が増え、女性従業員が増えました。